



ハッピーこまちゃん®

やしお

平成28年
(2016年)

9月号

毎月10日発行

QRコード



●発行／八潮市 ●編集／秘書広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール hishokoho@city.yashio.lg.jp

やしお840メール配信中
空メール画面になるので何か一文字入れて送信してください。



にぎわう展示コーナーの様子



民族衣装ファッションショーの様子



日本語講師ボランティア養成講座の様子

8月21日、やしお生涯学習館で、やしお国際交流フェスティバルが開催されました。このイベントは、市民活動団体が企画運営し開催したもので、日本語講師ボランティア養成講座、民族衣装ファッションショー、日本語教室などが行われ約900人の来場者でにぎわいました。

やしお国際交流フェスティバルを開催

問 市民協働推進課 ☎ 465

八潮市立中学校生徒会「いじめ撲滅運動」

八潮市みんなでいじめをなくすための条例～いじめゼロ条例～を受けて

八潮市では小中一貫教育の取組として市内すべての中学校生徒会で「いじめ撲滅運動」を行っています。これは、市内の小学生に安心して各中学校に入学してもらえるように、市内の生徒会代表が集まり決定しました。

八潮市立中学校生徒会では小中一貫教育の取組として以下の活動を行います。

- 1.市内すべての中学校で「いじめ撲滅運動」を実践します。
- 2.中学校の取組を小学生にも知ってもらうため、学区の小学生に対し「いじめ撲滅の大切さ」を呼びかけ交流を図ります。



市内全中学校生徒会による「いじめ撲滅宣言」

(5面へ続く)



強化月間の懸垂幕

八潮市民がみんなでいじめの防止等に取り組み「いじめゼロ」を目指す条例を施行し1年が経ちます。

問 指導課 ☎ 359

みんなでいじめをなくすための条例「いじめゼロ条例」施行1周年

市の人口と世帯数

平成28年(2016年)8月1日現在

前月比

人口	86,778人	(+138人)
男	45,156人	(+94人)
女	41,622人	(+44人)
世帯	38,823世帯	(+130世帯)

今月の主な内容

「やしお子育てほっとステーション」を開設／下水道の日	2
ご存じですか？こころのバリアフリー	3
9月は世界アルツハイマー月間です	4
いじめゼロ条例施行1周年～これまでの取り組み～	5

おしらせHOTコーナー 案内・催し・募集	6～9
10月各種無料相談／840伝言板	11
風水害から命を守るために!!／いきいきやしお写真館	12



詐欺に注意しましょう

【振り込め詐欺被害防止合言葉】▶現金は、本人にしか渡しません。▶振り込みません。知らない人の口座には。▶すぐ相談。電話で「お金」と言われたら。

「やしお子育てほっとステーション」を開設

10月3日に開設するやしお子育てほっとステーションは、子育て親子が気軽に集える「子育てひろば」や地域の子育て情報を紹介する「子育てコーディネーター」のサービスを利用できるほか、育児・家事支援などで訪問を行う「ホームスタート」の拠点となります。

皆さんのお越しをお待ちしています。

子育て支援課 ☎8336

子育てひろば (地域子育て支援拠点)

お子さんと一緒に遊ぶことや子育ての悩み、不安などを子育て中の保護者同士で気軽に話すことができます。

また、子育ての知識や経験のある職員がいますので、子育てに関する相談も気軽にできます。

【毎月】(年末年始を除く)
午前10時～午後4時

【対】おむね3歳未満のお子さんのいる子育て親子

【内】▼子育て親子の交流の場の提供▼子育てなどに関する相談、アドバイス▼地域の子育て関連情報のお知らせ▼子育ておよび子育て支援に関する講習など

※月ごとに、イベントを実施します。詳しくは、10面をご覧ください。

費無料

※事前申込不要

子育てコーディネーター (利用者支援)

子育て親子や妊産婦のニーズに合わせて、子育て相談を受けたり、保育所や幼稚園をはじめ多様な子育て支援サービスを紹介するなど、適切な子育て支援機関に子育て親子をつなぐサポートをします。

ホームスタート (家庭訪問型子育て支援)

【事前申込不要。また、電話でも相談などを受け付けています。

「外出しづらい」「頼れる人が身近にいない」、そのような子育て親子の家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問します。

また、子育て相談や育児・家事などを一緒にを行い、子育て親子をサポートします。

【毎月】金曜日(年末年始を除く)

受付 午前10時～午後4時
訪問 午前9時30分～午後4時30分

【対】市内在住の就学前のお子さんのいる子育て親子

【内】▼子育ての不安や悩みを聞く▼一緒に食事を作る▼一緒に子育てひろばや児童館、買い物などに行く▼子どもと一緒に遊ぶなど

費無料

【申】施設に直接お越しいただくか、電話で申し込みをお願いします。

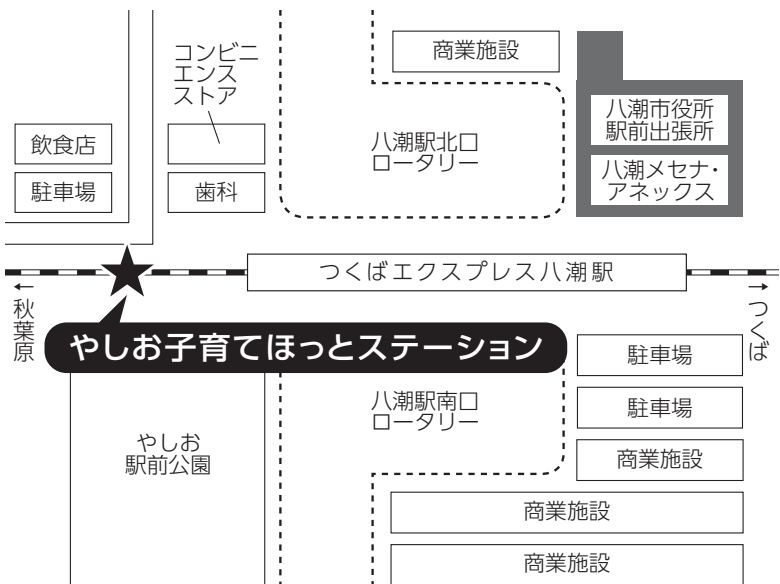
【申】施設に直接お越しいただくか、電話で申し込みをお願いします。

《利用にあたっての注意事項》

- ご来場の際は、駐車場・駐輪場がないため、公共交通機関をご利用ください。
- 授乳室、おむつ交換場所が設置してありますので、ご利用ください。
- 紙おむつやごみはお持ち帰りください。
- ベビーカー置き場を用意しています。
- お子さんの体調が悪いときの利用は、ご遠慮ください。



所在地:大瀬6-4-1(つくばエクスプレス高架下)



※やしお子育てほっとステーションの出入り口は、北口および南口の両側にあります。

10月10日は「下水道の日」も 下水道のことを考えてみましょう

下水道の役割、しくみ、正しい使い方について、お知らせします。

問 下水道課 ☎2692

下水道の役割

○美しい自然を守ります

汚した水をそのまま川や海へ流すと、豊かな美しい自然や都市の環境は破壊され、水の利用にも大きな支障が生じます。

自然から得たきれいな水は、再び、もとの状態にして自然にかえすことが大切です。下水道は、循環型社会に欠かせない施設です。

○住みよい環境をつくります

下水道が整備されると、家庭や工場からの汚れた水が速やかに排除され、悪臭やハエ・蚊の発生しない、衛生的で住みよい街になります。

下水道のしくみ

下水道(汚水)は、管きよ、ポンプ場および終末処理場の3つの施設から成り立っています。

○管きよ

主に、道路に埋設している管で、鉄筋コンクリート、塩化ビニールなどでできています。

管きよは、家庭や工場からの汚れた水を終末処理場まで流すための施設で、維持管理ができるように、必要な場所にマンホールを設置してあります。

○ポンプ場

下水は、自然流下で流れており、徐々に管きよの埋設位置が深くなるため、ポンプで下水を地表近くまでくみ上げる施設です。

市内には、西袋汚水中継ポンプ場(八潮八丁目)があります。

○終末処理場

管きよで集められた下水をきれいにするための施設です。市の下水は、中川水循環センター(三郷市)で処理されて中川に放流しています。

下水道の正しい使い方

少しくらいなら軽い気持ちで下水道に流すと、下水道管が詰まったり、悪臭の原因になることがあります。

一人ひとりがルールを守って、下水道を使いましょう。次のものは、下水道に流さないでください。

▼ティッシュペーパー・紙おむつ・生理用品・布類・シート類・ガム・ゴム製品・タバコの吸殻などの水にとけないもの

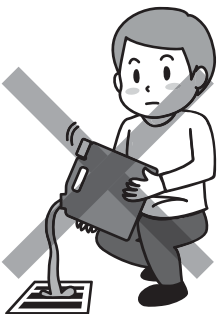
▼天ぷら油やサラダ油の廃油



▼髪の毛や野菜くずなどの台所のごみ



▼ガソリン・灯油・シンナー・石油・アルコール類などの鉱物油類



ど存じでずかなるいじくのバリアフリー

支え合い、助け合うことでバリアをなくし、より良い社会を築き上げましょう。

このバリアフリーとは

このバリアフリーとは、障がいのある方や高齢の方だけでなく、すべての方の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）を取り除くことです。

福祉のまちづくりを進めるためには、建築物、道路などの整備を進めるだけでは十分とはいえません。

整備したバリアフリー施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供などの対応を進めるとともに、障がいのある方や高齢の方などへの無理解、偏見、差別をなくしていくことなど、このバリアフリーが必要です。

困っている方や大変そうな方に気づいて、同情したり、一方的に援助したりすることが、必ずしも良いとは限りません。

相手の気持ちを尊重しながら、困ったときには気軽に「どうしましたか」「少し手伝ってもらえませんか」と言い合える、お互いさまの関係を築くことが、より良い社会への第一歩につながります。

相手の立場になって考えましょう

障がいなどの種類によって注意しなければならないポイントや援助の内容が異なります。

車いすを利用している方

歩けない方や歩くのが大変な方は車いすを使っています。車いすは、道などに段差があると乗り越えることが困難です。

また、階段は昇れないので、エレベーターが必要です。

困っている方がいたら、「何か手伝うことはありますか」と声をかける勇気が大切です。

聴覚に障がいのある方

聴覚障がいといっても、聞こえない、わずかに聞こえるなど、聞こえ方の程度はさまざまです。

聞こえなくなった年齢も異なり、生まれたときから聞こえない方は、話すことが難しく、発音が明瞭でない方もいます。

また、途中から聞こえなくなった方は、話すことができるので、聞こえないことを理解してもらえないことがあります。

緊急時の放送が聞こえず、不安な場合があるので、電光表示や筆談で情報を知らせることが安心へとつながります。

視覚に障がいのある方

視覚障がいには、視力障がい、視野障がい、色覚障がい、光覚障がいがあります。

音声や点字表示などの視覚情報を代替する配慮や、点字ブロックの上など通路の通行

の妨げになるものを置かないなど周囲の協力が必要です。

精神障がいのある方

精神障がいのある方は、一般的に不安を多くもっているため、緊張したりすることが多く、日常生活を送るうえで困難を感じる場合があります。

精神障がいには、いまだに誤解や偏見が残っていますが、正しい理解や周りの方が広く温かい心で接することが、日常生活を送るうえでの困難さを少しでも解消することにつながります。

知的障がいのある方

知的障がいの方は、知的な発達に遅れがあり、自分の生活を社会に合わせていくのが難しい場合があります。

また、特別なこだわりをもったり同じ行動を繰り返す場合もあります。

その方にあつたコミュニケーションの方法を見つけ、社会生活を援助する手だてがあれば、さまざまな機会が広がる可能性があります。

難病・内部障がいのある方

難病とは、原因が分からず、治療方法の確立されていない病気や、慢性的で社会生活を送るうえで困難のある病気のことをいいます。

また、内部障がいとは、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸といった体の内部にある臓器などの障がい

問障がい福祉課 ☎ 4288

います。

こうした障がいのある方は、疲れやすかったり、何らかの生活補助用具を使ったりしているため、生活での制約が多くあり、通院が欠かせません。内部障がいのある方は、外見では障がいがあることが分からないため、周囲の配慮が普段の暮らしや仕事への従事につながります。

障がい者差別解消法

4月1日から障がい者差別解消法が施行されています。

この法律は、行政機関や会社などの民間事業者での「障がい者による差別」をなくし、すべての方が、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるために制定されました。

「障がい者理由とする差別」とは

障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスや各種機会の提供を拒否すること、場所・時間などを制限すること、障がいのない方には付けない条件を付けることなどにより、障がいのある方の権利、利益を侵害することです。

例えば、交通機関の乗車・飲食店での入店の拒否や住まい関係での「障がい者お断り」の表示などです。

対象となる「障がいのある方」とは

障がい者手帳を所持している方だけでなく、身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがある方で、障がいや「社会的障壁」によって日常生活や社会生活が困難になっている方すべてが対象です。

「社会的障壁」とは

障がいのある方にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもので、次のようなことをいいます。

- ・ 通行、利用しにくい施設、設備など
- ・ 利用しにくい制度など
- ・ 障がいのある方の存在を意図していない慣習、文化など
- ・ 障がいのある方への偏見

「社会的障壁」の例

▼ 道路の段差
3センチメートル程度の段差でも車いすは進めなくなります。

▼ 書類

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい方もいます。

▼ ホームページ

すべて画像であると読み上げソフトが機能しません。

「合理的配慮の提供」とは

障がいのある方は、社会の中にある障壁によって生活しづらい場合があります。この障壁を取り除くために、行政機関やお店・会社などの民間事業者は、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められます。

合理的配慮の例

▼ 交通機関
電車などに乗る車いすの方を駅員などが手助けすること



▼ 視覚障がいのある方

書類などの内容を読み上げながら説明すること



▼ 聴覚障がいのある方

筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をすること



障がい者差別解消法で守らなければならないこと

	障がいのある方への不当な差別的取り扱い扱い	障がいのある方への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体など	禁 止 障がいのある方に対して 不当な差別的取り扱いが 禁止されています。	法的義務 障がいのある方に対して 合理的配慮を 行わなければなりません。
民間事業者など 民間事業者には、 個人事業者やNPOなど 非営利事業者も含まれる		努力義務 障がいのある方に対して 合理的配慮を行うよう 努めなければなりません。

障がい者施設で発生した事件について

7月26日に神奈川県相模原市の障がい者支援施設で複数の障がい者が死傷する事件が発生しました。

報道によると、容疑者は障がい者に差別的な発言を繰り返した結果、凶行に及んだとのこと。

すべての人に等しく人権があります。障がいの有無によって差別されることは、絶対にあってはなりません。障がいのある方への無理解、偏見、差別をなくし、バリアのないより良い社会を目指しましょう。

9月は世界アルツハイマー月間です

認知症を正しく理解し、早期発見・治療に努めましょう

世界アルツハイマー月間とは

アルツハイマー病は、認知症の原因疾患のおよそ半分を占める病気です。病気の本人や家族がより良く生活できる施策の充実を目指して活動を行っている国際アルツハイマー協会が「世界アルツハイマー月間」を提唱しました。

9月21日はアルツハイマーデーと制定されており、世界各国でさまざまな啓発活動が行われています。日本でも世界遺産の姫路城など全国19カ所の建造物などがシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップされます。

認知症とは

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では、4人に1人にその症状があると言われています。アルツハイマー病やレビー小体型認知症、脳卒中などさまざまな原因で、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために記憶力や判断力に障がいが起こり、日常生活に支障が出ている状態を指します。

「加齢によるもの忘れ」と「認知症によるもの忘れ」は違います

●加齢によるもの忘れ
脳の生理的な老化によるもので、年齢を重ねると物覚え

が悪くなったり、物の名前が思い出せなくなる（食べたものが何だったか忘れていたり。目の前の人の名前が思い出せないなど）。

認知症によるもの忘れ

脳の病気によるもので、体験したことを丸ごと忘れてしまう（食べたこと自体を忘れていて。目の前の人が誰だか分からないなど）。

認知症には、早期診断・治療が大切です！

●治療による改善が期待できます
正常圧水頭症や慢性硬膜下血腫、甲状腺機能低下症など原因となる病気を治療することで症状が改善することがあります。

●進行を遅らせることができます
早期ほど薬で進行を遅らせることができ、生活習慣病の改善で、進行予防が行えるものもあります。

●記憶や意識が明確なうちに備えることができます
病気が理解できるうちに受診し、理解を深めていくことで、生活上の障がいを軽減でき、その後のトラブルを減らすこともできます。

●認知症を知り考えるイベント
ご参加ください！

●認知症検診
医療機関に備え付けてある

問長寿介護課 ☎448

「脳の健康度チェック票」に記入し、その内容をもとに医師の診察を受けられます。

場指定の医療機関（医療機関は市ホームページをご覧ください）

市内に住所がある60歳の方（昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれの方）および

65歳以上の方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

持健康保険証、お薬手帳

費無料

●生涯学習まちづくり出前講座「認知症サポーター養成講座」

座「認知症を学び、地域で支えよう」

「認知症サポーター」は、何か特別なことをするのはなく、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の方や家族を温かく見守り、安心して暮らせる地域をつくるための応援者です。

認知症サポーター養成講座を受講した方には、「オレンジリング」と「埼玉県認知症サポーター証」が授与されます。

市内在住・在勤・在学の5人以上の団体

●介護予防講演会
『八潮市版 認知症予防虎の巻講座』（これを聞けばあなたもバッチリ!!）

回①11月9日（水）午前10時～正午②11月22日（火）午後2時～4時

場八潮メセナ集会所

市内在住・在勤の方

内①シニア世代のもの忘れ事情についての講演②認知症サポーター養成講座

講師 ①神谷達司さん（神谷病院院長）②地域包括支援センター職員

定各80人（申込順）

費無料

申9月15日から、電話で長寿介護課（☎448）へ

「悩み」「疑問」「困ったこと」などがありましたら、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへご連絡ください。

●東部地域包括支援センター

やしお ☎998・8895

●西部地域包括支援センター

ケアセンター八潮 ☎994・5562

●南部地域包括支援センター

埼玉厚生病院 ☎999・7717

●北部地域包括支援センター

やしお寿苑 ☎930・5123

※各地域包括支援センターの担当地域は、市ホームページでご確認ください。

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう！

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう！

「ひょっとして認知症かな？」気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

●自分でできる認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください。

チェック①	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック②	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック③	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあると言われますか	1点	2点	3点	4点
チェック④	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
今日が何月何日かわからないときがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑤	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑥	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑦	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
一人で買い物に行けますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑧	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑨	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑩	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
電話番号を調べて、電話をかけることができますか	1点	2点	3点	4点

チェックしたら、①から⑩の合計を計算→→合計点 _____ 点

20点以上の場合、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。お近くの医療機関や、相談機関に相談してみましょう。

●このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

●身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課『知って安心認知症』（平成26年5月発行）

1面より続き

いじめゼロ条例施行1周年〜これまでの取り組み〜

条例施行後からこれまでの取り組みや、八潮市いじめ防止（いじめゼロ）強化月間の取り組みについて紹介します。

いじめゼロ条例の制定経緯

市では、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、いじめの防止に取り組んできました。

いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識に立ち「いじめを起こさない子どもを育てること」が大切です。

そこで、市では、八潮市民がみんなでないじめの防止等に取り組み「いじめゼロ」を目指す条例を平成27年9月18日に制定しました。

いじめゼロ条例の特徴

子ども第一に

「前文」には「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である」と規定しています。また、「いじめをなくすために、いじめを行わない子どもを育てること、そして子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現する」という子どもへの思いを示しています。

インターネットを通じて行われるいじめへの対策

八潮市の子どもは、携帯電話やスマートフォン保有率が高く、ルールを決めていない家庭が多いという現状があります。

それを踏まえて、「ネットいじめ対策」について規定しています。

小中一貫教育におけるいじめへの対策

八潮市の特徴である「小中一貫教育」の取り組みやその特徴を生かし、いじめ防止対策に努めることを規定しています。

これまでの取り組み

・平成27年10月に八潮市立中学校生徒会による「いじめ撲滅宣言※」を市長へ提言
※1面に掲載



市長への提言

・いじめゼロ条例周知用「リーフレット」「ポケットティッシュ」を市内公共施設へ設置・配布



いじめゼロ条例周知用リーフレット

・小・中学校で、「いじめの

未然防止・早期発見のためのアンケート」「児童生徒中心のいじめ撲滅集会」を実施

・中学校ブロックで、「あいさつ運動」「インターネットに関する講演会」を実施

・いじめゼロ条例周知用「リーフレット」を市内小・中学校全児童生徒へ配布

・「八潮の夏だ！夜市だ！盆踊り大会だ！2016」で、いじめゼロ条例のPR・展示、周知用「リーフレット」「ポケットティッシュ」を配布

・八潮市いじめ対策委員会（毎年2回）を開催※平成28年度第1回目は、中学校でいじめ撲滅への取り組みを紹介

・八潮市立中学校生徒会で、「いじめ撲滅運動」を実施



市内中学校でのいじめ撲滅運動

・ネットいじめなどに関する出前講座を実施

八潮市いじめ防止（いじめゼロ）強化月間の取り組み

条例の制定に伴い、9月を

強化月間の取り組みについて
間指導課 ☎3559

「八潮市いじめ防止強化月間（八潮市いじめゼロ強化月間）」とし、次のような取り組みを行っています。

・市内小・中学校15校に「いじめゼロ強化月間のぼり旗」を設置



市内小学校に設置されたのぼり旗

・いじめゼロ条例周知用「クリアファイル」を市内小・中学校全児童生徒へ配布
・8月23日から9月2日まで市役所ロビーに特設ブースを設け、いじめゼロ条例周知用「リーフレット」「ポケットティッシュ」を設置・配布



市役所ロビーの特設ブース

・市庁舎に「いじめゼロ強化月間懸垂幕※」を設置
※1面に掲載

相談機関

八潮市	各市立小・中学校	
	八潮市教育委員会指導課	☎996-4374(直通)
	八潮市教育相談所	☎995-0077
埼玉県	よい子の電話教育相談 埼玉県総合教育センター	☎0120-86-3192 電子メール相談 soudan@spec.ed.jp ファクス相談 ☎0120-81-3192 (保護者相談) ☎048-556-0874
	埼玉県警少年サポートセンター	☎048-865-4152(代表)
	埼玉県警ヤングテレフォンコーナー	☎048-861-1152
	子どもスマイルネット	☎048-822-7007
	埼玉いのちの電話	(18歳以下) ☎048-640-6400 相談電話 ☎048-645-4343
	さいたまチャイルドライン	(18歳以下) ☎0120-99-7777
	埼玉県こころの電話	☎048-723-1447
	法務省子ども人権110番	☎0120-007-110
	草加警察署	☎048-943-0110(代表)

ペットは愛情と責任をもって飼いましょう

9月20日から26日は『動物愛護週間』です

動物の愛護と適正な飼い方についての理解と関心を深めるため『動物愛護週間』が設けられています。

近隣とのトラブルを避けるため、ペットを飼う前にその習性を良く調べ、次のことに注意して最期まで責任をもって面倒をみるようにしましょう。

環境リサイクル課 ☎234

主を探しましょう。

「フン害防止について」
犬の散歩における飼主のマナーについて、苦情が寄せられています。散歩時の犬のフンやおしっこを処理することは大切なマナーです。フンは持ち帰り、おしっこは水で流すなど、処理する習慣をつけましょう。

「狂犬病予防注射について」

飼い犬は、狂犬病予防法に基づき登録を行い、年に1回狂犬病予防注射を受けましょう。

「犬はつないで飼いましょう」
犬の放し飼いは、かみつき事故やフンなどの後始末の問題で地域住民とトラブルの原因となるだけでなく、犬自身が交通事故に遭う危険性や迷子になる可能性も含まれています。「うちの犬は大丈夫」という過信は絶対にやめ、犬はつないで飼いましょう。また、散歩時もリード（引き綱）でつないで散歩しましょう。

「ペットを捨てないで」
誰かが拾ってくれるという安易な考えはやめ、家族の一員として責任をもって飼うようにしましょう。

どうしても飼う事ができなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。



「野良猫にエサを与えないで」

猫は1年に2〜3回妊娠し、1回に4〜8匹出産します。野良猫にエサを与えると、多くの猫が周囲に集まり、繁殖し、結果的に交通事故や病気の危険にさらされる不幸な猫を増やすことになります。エサを与えるならば、飼い猫として責任をもって飼うようにしましょう。

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ

ほっとコーナー



ハッピーごまちゃん®

市役所の電話

996-2111

FAX

995-7367

防災行政無線
テレホンサービス

0120-840-225

防災行政無線で放送した
内容が聞き取れなかった
場合、再度聞き直せます
(定時放送を除く)。通話
料は無料です。

案内

内第2期八潮市地域福祉計画の素案について

定5人(当日先着順)

問 社会福祉課 ☎ 316

八潮市議会定例会の傍聴

平成28年第3回八潮市議会定例会を9月1日(木)から21日(水)まで開会しています。

一般質問日 9月15日(木)・16日(金)・20日(火)

※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと

定 各日42人(当日先着順)

問 議事調査課 ☎ 277

会議の開催

●第3回八潮市地域福祉計画推進委員会会議の傍聴

回 10月3日(月) 午後1時30分～3時

場 市役所別館B会議室

市民課日曜窓口の休止

機器メンテナンスを行うため、休止します。

また、あわせてゆまにて・資料館の証明書発行業務も休止します。

回 9月18日(日)

問 市民課 ☎ 210

資料館の臨時休館

収蔵資料を殺虫・殺菌する燻蒸作業を行うため、休館します。

回 10月4日(火)～6日(木)

問 資料館 ☎ 997・6666

資料館古民家の一部立ち入り制限

改修工事に伴い、薬医門脇袖堀周辺の立ち入りを制限します。

保険証の更新

現在使用している八潮市国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、平成28年9月30日までです。

新しい保険証は、一部の方を除き9月下旬に簡易書留郵便で配達しますので、郵便受けや玄関に表札を付けてください。保険証は、原則住民登録の住所にお送りします。住民登録地以外の居所へは保険証が配達されない場合がありますので、転居などの手続きをしてください。

また、新しい保険証が届いたら、氏名、生年月日、住所などを必ずご確認ください。有効期限が切れた保険証は、市役所へ返却または処分をお願いします。

なお、災害・失業などにより生活が著しく困難となった場合は、窓口での医療費一部負担金の免除や国税の減免などを受けられる場合がありますので、ご相談ください。

問 国民年金課 ☎ 828

平成28年度入学準備金・教育資金貸付

①入学準備金(無利子)

対 高校・専修学校・大学に入学することが確実な方の保護者で、入学費用の支払いが困難な方

貸付限度額 高校・専修学校15万円以内、大学25万円以内

受付 1回目 9月26日～10月17日、2回目 平成29年1月5日～25日 ※合格発表前でも申請可

返済方法 入学後6カ月据え置き、修学期間終了までに返済

②教育資金(無利子)

この教育資金は、長田義弘教育基金などを原資としています。

対 高校・専修学校・大学に在学中または入学することが確実で、経済的な理由により修学が困難な方

貸付限度額 高校・専修学校30万円以内、大学50万円以内

受付 毎月1日～15日(最終受付月は2月) ※来年度入学に伴う教育資金は、入学準備金の受付期間と一緒に申請してください。

返済方法 卒業後6カ月据え置き、5年以内に返済

①②共通 対 市内に住民登録があり、引き続き1年以上居住している方

連帯保証人 要1人(原則、市内に住民登録あり、所得要件などあり)

問 教育総務課 ☎ 377

八潮市精神保健福祉家族初期講座「家族だけで悩まないで一緒に学んでみよう」

回 10月26日～11月9日(毎週水曜日・全3回) 午後1時30分～3時30分(2日は午後4時まで)

場 やしお生涯学習館セミナー室4

内 講演「親なきあとについて」モデルケースを通して、今からできることを一緒に考えよう、講演「相手の気持ちがかかる」ための工夫を学びましょう(講師 高森信子さん(SSTリーダー))、家族の体験談、YSK(八潮市精神しょうがい者家族会)紹介、グループディス

屋外広告物の適正な管理に努めましょう

屋外広告物は、情報提供や街の賑わいに繋がる一方で、適正に管理されていないと落下などにより人に危害を及ぼす恐れがあります。屋外広告物を掲出している方は、屋外広告物の定期的な点検をお願いします。

倒壊、落下などの恐れがある屋外広告物を見かけた方は、お知らせください。

問 都市計画課 ☎ 346



草加都市計画下水道の変更原案に関する縦覧

八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例第26条第2項の規定に基づき、草加都市計画下水道の変更原案に関する縦覧を行います。

回 9月13日(火)～26日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

場 下水道課

内 南川崎ポンプ場の位置の変更、(仮称)伊勢野ポンプ場の新設、鳥内ポンプ場の追加

意見書の提出 変更原案について意見のある方は、意見書を提出することができま

す。

回 9月13日(火)～10月3日(月) 対 市内在住・在勤・在学の方および

利害関係のある方

問 下水道課 ☎ 820

(仮称)越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地整理事業環境影響評価準備書の縦覧および説明会

回 10月7日(金)～11月7日(土・日曜日、祝日および八條図書館は休館日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※八條図書館は午前9時～午後7時

●縦覧

場 八潮市都市計画課、八條図書館、県環境政策課、県越谷環境管理事務所ほか(吉川市ホームページおよび県ホームページでも見ることができ

ます)

●説明会

回 10月20日(木) 午後7時から

場 八潮市役所第2会議室

●意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からご意見のある方は、意見書を提出することができま

す。

里親入門講座

回 10月1日(土) 午後1時30分～4時

場 越谷児童相談所草加支所(草加市西町425-2)

内 里親制度の説明と現役里親の体験談、質疑応答

定20人(申込順)

費 無料

問 越谷児童相談所 ☎ 975・4152(一)

社会生活基本調査

総務省統計局(埼玉県)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

使い方やさまざまな活動状況を調べ、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査対象の世帯に伺いますので、回答をお願いします。

問 県統計課 ☎ 048・830・2314

●巡回聴覚障がい者相談 聴覚障害者情報センターに來所できない方のために、巡回聴覚障がい者相談を行います。さまざまな相談に応じます。

回 10月5日(水) 所内相談 午前10時～正午、訪問相談 午後1時～3時

場 八潮メセナ研修室A

※所内相談の事前申込不要。訪問相談は要申し込み。

問 埼玉聴覚障害者情報センター ☎ 048・814・3353、FAX 048・814・3355

●オータムジャンボ宝くじの発売 オータムジャンボ宝くじの賞金は、1等・前後賞合わせて5億円です。

この宝くじの収益金は、市町村の災害対策と明るく住みよい街づくりなどのために使われます。

発売期間 9月26日(月)～10月14日(金)

抽せん日 10月21日(金)

問 (公財)埼玉県市町村振興協会 ☎ 048・822・5004

●シルバー・ドライバー・ドック

回 9月26日(月) 午前9時

場 八潮自動車教習所(木曽根511)

対 市内在住の65歳以上で、普通免許を所持している方

内 自動車運転の安全度チェック、安全運転アドバイス

費 無料

問 9月21日までに、草加警察署交通課 ☎ 943・0110(一)